

議案第 9 4 号

澁川市職員の給与に関する条例及び澁川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市職員の給与に関する条例及び澁川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(澁川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 澁川市職員の給与に関する条例（平成 1 8 年澁川市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「3 0 万 8, 6 0 0 円」を「3 0 万 9, 2 0 0 円」に改める。

第 3 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 1 0 0」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 6 7. 5」を「1 0 0 分の 7 0」に、「1 0 0 分の 1 0 0」を「1 0 0 分の 1 0 5」に、「1 0 0 分の 5 7. 5」を「1 0 0 分の 6 0」に改める。

第 3 3 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 0」を「1 0 0 分の 1 0 5」に、「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 7. 5」を「1 0 0 分の 5 0」に、「1 0 0 分の 5 7. 5」を「1 0 0 分の 6 0」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第4条関係）
行政職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		

56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					

	118		303,100						
	119		303,400						
	120		303,700						
	121		304,100						
	122		304,300						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第35条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900
	2	267,200	349,600	409,600
	3	269,600	352,400	412,100
	4	272,000	355,300	414,700
	5	274,100	357,800	417,100
	6	277,600	360,800	419,100
	7	281,100	363,800	420,900
	8	284,500	366,600	422,800
	9	288,100	368,700	424,600
	10	291,600	371,200	427,300
	11	295,200	373,900	429,800
	12	298,700	376,400	432,200
	13	302,200	379,100	434,400
	14	306,100	382,500	436,900
	15	310,000	385,500	438,900
	16	313,600	388,800	441,000
	17	317,200	391,800	443,000
	18	320,700	394,400	445,200
	19	324,200	396,800	447,400
	20	327,700	399,300	449,500
	21	331,300	401,900	450,900
	22	335,000	403,900	453,300
	23	338,400	405,500	455,600
	24	341,700	407,100	457,800
	25	345,000	408,800	459,800
	26	347,500	411,000	462,100
	27	350,000	413,100	464,300
	28	352,300	415,100	466,600
	29	354,400	417,200	468,700
	30	356,100	419,300	470,900
	31	357,800	420,900	473,200
	32	359,600	422,600	475,300
	33	361,500	424,500	477,100
	34	363,700	426,000	479,200
	35	365,800	427,800	481,300
	36	367,800	429,600	483,300
	37	369,700	431,500	485,400
	38	371,900	433,500	487,100
	39	374,000	435,300	488,900
	40	376,000	437,200	490,700
	41	378,000	439,000	492,300
	42	378,700	440,700	494,100
	43	379,300	442,400	495,900
	44	380,000	444,200	497,500
	45	380,900	446,000	498,900
	46	382,200	447,800	500,600
	47	383,500	449,500	502,400
	48	384,800	451,200	504,100
	49	385,600	452,800	505,600
	50	386,400	454,500	506,900
	51	387,200	456,200	508,200
	52	387,700	457,900	509,500
	53	388,500	459,800	510,500
	54	389,300	461,000	511,800
	55	390,000	462,200	513,100
	56	390,700	463,400	514,400
	57	391,400	464,400	515,400
58	392,300	465,400	516,200	

59	393,000	466,300	517,000
60	393,600	467,100	517,800
61	394,100	467,900	518,700
62	394,600	468,600	519,500
63	395,000	469,300	520,400
64	395,400	469,900	521,200
65	395,700	470,600	522,100
66		471,300	523,000
67		471,900	523,700
68		472,500	524,600
69		472,800	525,500
70		473,400	526,300
71		474,100	527,200
72		474,800	528,100
73		475,200	528,900
74		475,800	529,800
75		476,500	530,700
76		477,200	531,400
77		477,600	532,200
78		478,200	533,100
79		478,800	534,000
80		479,300	534,900
81		479,900	535,700
82		480,400	536,600
83		480,900	537,500
84		481,400	538,400
85		481,800	539,200
86		482,400	540,100
87		482,800	541,000
88		483,300	541,900
89		483,800	542,700
90		484,400	
91		485,000	
92		485,400	
93		485,900	
94		486,500	
95		487,100	
96		487,600	
97		488,100	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	297,300	339,700	394,300

備考 この表は、医師に適用する。

イ 医療職給料表（2） 削除

ウ 医療職給料表（3）

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400
	2	184,900	212,900	255,000	273,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100
	4	187,800	216,800	257,900	274,900
	5	189,300	218,800	259,100	275,400
	6	190,800	220,600	259,900	276,300
	7	192,300	222,400	260,700	277,000
	8	193,800	224,100	261,400	277,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800
	10	196,700	227,200	262,800	279,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200
	13	201,200	230,800	265,100	282,100
	14	203,200	231,800	266,000	283,000
	15	205,300	232,800	266,800	283,900
	16	207,300	233,700	267,700	284,800
	17	209,300	234,800	268,200	285,800
	18	211,300	236,200	269,000	286,800
	19	213,400	237,600	269,800	287,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200
	22	219,000	241,400	272,000	291,600
	23	220,700	243,100	272,700	292,800
	24	222,400	244,500	273,500	294,000
	25	223,700	245,700	274,300	295,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500
	27	226,100	248,400	275,800	297,900
	28	227,100	249,700	276,600	299,300
	29	228,200	251,100	277,600	300,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900
	32	230,500	253,600	281,300	304,100
	33	231,600	254,400	282,500	305,300
	34	232,800	255,300	283,800	306,700
	35	233,900	256,200	284,900	308,100
	36	234,900	256,900	286,100	309,500
	37	235,900	257,600	287,500	310,800
	38	237,200	258,500	288,600	312,100
	39	238,500	259,400	289,700	313,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400
	42	241,500	261,500	292,900	317,800
	43	242,500	262,300	294,100	319,200
	44	243,500	263,000	295,300	320,500
	45	244,500	263,700	296,400	321,300
	46	245,500	264,400	297,700	322,700
	47	246,400	265,100	299,000	324,100
	48	247,200	265,800	300,200	325,600
	49	248,000	266,500	301,300	326,700
	50	248,900	267,300	302,500	328,000
	51	249,800	268,000	303,700	329,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600
	53	251,200	269,800	306,400	331,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500	

56	253,800	273,200	310,200	335,800
57	254,500	274,400	311,000	336,700
58	255,400	275,800	312,200	338,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200
60	256,800	278,400	314,800	340,500
61	257,500	279,600	315,900	341,500
62	258,200	280,800	317,200	342,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700
65	260,200	284,000	320,800	345,800
66	260,900	285,200	322,100	347,000
67	261,500	286,400	323,300	348,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200
69	262,700	288,400	325,200	350,200
70	263,300	289,800	326,300	351,200
71	264,100	291,100	327,400	352,300
72	264,900	292,300	328,300	353,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200
74	267,200	294,600	330,100	355,300
75	268,200	295,800	331,200	356,400
76	269,200	297,000	332,300	357,400
77	270,100	298,300	333,400	358,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900
79	271,900	300,700	335,700	359,700
80	272,800	301,900	336,800	360,400
81	273,600	302,400	337,900	361,000
82	274,500	303,600	339,000	361,500
83	275,400	304,700	340,000	362,100
84	276,000	305,800	341,100	362,600
85	276,700	306,900	342,000	363,200
86	277,400	308,100	343,000	363,700
87	278,100	309,300	343,900	364,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800
89	279,600	311,500	345,800	365,200
90	280,400	312,700	346,600	365,600
91	281,200	313,900	347,400	366,200
92	282,000	315,000	348,200	366,700
93	282,800	315,800	348,800	367,000
94	283,800	316,500	349,400	367,500
95	284,700	317,200	350,100	367,900
96	285,600	317,800	350,700	368,200
97	286,200	318,300	351,100	368,800
98	286,800	318,600	351,500	369,300
99	287,400	319,200	352,000	369,800
100	288,300	319,800	352,400	370,300
101	289,100	320,200	352,900	370,900
102	289,900	320,800	353,300	371,400
103	290,700	321,400	353,800	371,900
104	291,500	321,900	354,200	372,300
105	292,100	322,300	354,500	372,900
106	292,600	322,800	355,000	373,400
107	293,100	323,300	355,400	373,900
108	293,500	323,800	355,700	374,400
109	293,700	324,200	356,200	375,000
110	294,000	324,600	356,700	375,400
111	294,200	324,900	357,200	375,900
112	294,500	325,200	357,700	376,400
113	294,800	325,500	358,200	377,000
114	295,000	325,900	358,700	
115	295,300	326,300	359,200	
116	295,500	326,600	359,600	
117	295,800	326,800	360,000	

118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			
137	301,900	332,700			
138	302,200	333,100			
139	302,600	333,500			
140	302,900	333,900			
141	303,100	334,200			
142	303,500	334,600			
143	303,900	334,900			
144	304,200	335,300			
145	304,400	335,600			
146	304,600	336,000			
147	304,900	336,400			
148	305,300	336,800			
149	305,500	337,100			
150	305,700	337,500			
151	306,000	337,900			
152	306,300	338,300			
153	306,700	338,600			
154	306,900				
155	307,100				
156	307,400				
157	307,700				
158	308,000				
159	308,300				
160	308,600				
161	309,000				
162	309,300				
163	309,600				
164	309,900				
165	310,300				
166	310,600				
167	310,900				
168	311,200				
169	311,600				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		236,100	256,400	263,600	273,800

備考 この表は、助産師、看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 渋川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第33条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

(渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年渋川市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額(円)
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第4条 渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の渋川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 改正後の給与条例第30条第2項及び第3項並びに第33条第2項並びに改正後の任期付職員条例第9条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の渋川市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正しようとするものである。

澁川市職員の給与に関する条例及び澁川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する
 条例（案）新旧対照表

澁川市職員の給与に関する条例（平成18年澁川市条例第48号）の一部改正

（第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（初任給調整手当） 第13条 医療職給料表（1）の適用を受ける職に新たに採用された職員には、月額<u>30万9,200円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、規則で定める期間の区分に応じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（期末手当） 第30条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（規則で定める職員（第33条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6 （略）</p> <p>（勤勉手当） 第33条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項におい</p>	<p>（初任給調整手当） 第13条 医療職給料表（1）の適用を受ける職に新たに採用された職員には、月額<u>30万8,600円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、規則で定める期間の区分に応じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（期末手当） 第30条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>（規則で定める職員（第33条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては<u>100分の100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4～6 （略）</p> <p>（勤勉手当） 第33条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項におい</p>

て同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105 (特定幹部職員にあっては、100分の125) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 (特定幹部職員にあっては、100分の60) を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

て同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100 (特定幹部職員にあっては、100分の120) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5 (特定幹部職員にあっては、100分の57.5) を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

澁川市職員の給与に関する条例及び澁川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する
 条例（案）新旧対照表

澁川市職員の給与に関する条例（平成18年澁川市条例第48号）の一部改正

（第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第30条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>（規則で定める職員（第33条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては<u>100分の102.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。 4～6（略）</p> <p>（勤勉手当） 第33条（略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額 3～5（略）</p>	<p>（期末手当） 第30条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（規則で定める職員（第33条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6（略）</p> <p>（勤勉手当） 第33条（略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3～5（略）</p>

渋川市職員の給与に関する条例及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する 条例（案）新旧対照表

渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号）の一部改正
（第3条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																
<p>（給与条例の適用除外等） 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第17条第1項、第28条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第1項中「医療職給料表（1）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（1）の適用を受ける職員、任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第28条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>別表（第7条関係） 特定任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">号給</th> <th style="width: 85%;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;"><u>380,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;"><u>427,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;"><u>477,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;"><u>539,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;"><u>615,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;"><u>718,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;"><u>839,000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>	7	<u>839,000</u>	<p>（給与条例の適用除外等） 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第17条第1項、第28条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第1項中「医療職給料表（1）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（1）の適用を受ける職員、任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第28条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>別表（第7条関係） 特定任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">号給</th> <th style="width: 85%;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;"><u>376,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;"><u>422,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;"><u>472,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;"><u>533,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;"><u>608,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;"><u>710,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;"><u>830,000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>376,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>	6	<u>710,000</u>	7	<u>830,000</u>
号給	給料月額（円）																																
1	<u>380,000</u>																																
2	<u>427,000</u>																																
3	<u>477,000</u>																																
4	<u>539,000</u>																																
5	<u>615,000</u>																																
6	<u>718,000</u>																																
7	<u>839,000</u>																																
号給	給料月額（円）																																
1	<u>376,000</u>																																
2	<u>422,000</u>																																
3	<u>472,000</u>																																
4	<u>533,000</u>																																
5	<u>608,000</u>																																
6	<u>710,000</u>																																
7	<u>830,000</u>																																

澁川市職員の給与に関する条例及び澁川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する
 条例（案）新旧対照表

澁川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年澁川市条例第31号）の一部改正
 （第4条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給与条例の適用除外等） 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第17条第1項、第28条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び澁川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年澁川市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第1項中「医療職給料表（1）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（1）の適用を受ける職員、任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第28条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等） 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第17条第1項、第28条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び澁川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年澁川市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第1項中「医療職給料表（1）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（1）の適用を受ける職員、任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第28条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>